

3. 自己点検等報告の具体的な方法について



質疑応答集への自己点検等報告に関するQAの追加

食品表示基準別表第27の1の遵守事項である、「安全性及び機能性について新たな知見が得られたとき」の対応について、消費者庁の問合せフォームから、質問をいただくことが多かったため、機能性表示食品に関する質疑応答集の問8-6に本件に係る内容のQAを追加した。

【抜粋】食品表示基準別表第27(第2条関係)

一 安全性及び機能性の根拠に関する事項	届出に係る機能性関与成分の安全性及び機能性についての <u>新たな知見が得られたとき</u> は、その旨及び当該知見の内容を遅滞なく消費者庁長官に報告すること。
---------------------	--

○機能性表示食品に関する質疑応答集(令和7年10月1日改正)

【問8-6】 別表第27の1の遵守内容に関し、機能性に関する新たな知見が得られた場合にどのように対応すれば良いか。また、安全性に関する知見はどのように確認するべきなのか。

(答)

機能性の評価に変更が生じるような否定的な知見が新たに得られた場合は、SRを再度実施する必要がある。安全性に関する知見については、行政機関等^(※)が公表している情報等を定期的に確認する必要がある。

消費者庁長官に報告する必要が生じた際には、変更届出又は撤回届出にて対応してください。

(国立医薬品食品衛生研究所) (食品安全委員会)

※行政機関の例 国立医薬品食品衛生研究所(URL:<https://www.nihs.go.jp/index-j.html>)
食品安全委員会(URL:<https://www.fsc.go.jp/>)



GMP(適正製造規範)基準の遵守の確認方法

天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品として届け出られた機能性表示食品については、令和6年内閣府告示第108号で定める基準(GMP基準)に準拠した体制で製造又は加工される必要があります。

製造又は加工がGMP基準に準拠して行われることの確保は、**届出者の責務**です。

届出者の皆様による製造等施設のGMP準拠状況の確認には、以下のような方法が考えられます。

- (1) 届出者が製造等施設のGMP準拠状況を自ら点検・確認する。
- (2) 製造等施設にGMP準拠状況を自己点検させ、その結果を届出者が確認する。
- (3) 第三者(委託先等)に製造等施設のGMP準拠状況を点検させ、その結果を届出者が確認する。

※点検は、GMP基準に沿って確認する方法や、自己点検表(消費者庁HPで公表予定)を用いて行う方法があります。

届出者は、(1)～(3)の方法等により、製造等施設の体制がGMP基準に準拠していることを確認し、その結果を自己点検等報告に反映してください。

ただし、令和8年8月末までは経過措置期間であるため、令和8年3月31日までの初回報告の時点では、「GMP基準に準拠した体制を構築中」と報告いただいても問題はありません。

製造等施設と連携の上、経過措置期間の終了までに、GMP基準に準拠した体制を構築できるよう引き続き準備をお願いします。



GMP(適正製造規範)基準の遵守の確認方法

○消費者庁HPに公表する自己点検表について

消費者庁は、機能性表示食品の製造・加工におけるGMP遵守義務化の完全施行に向けて、製造等施設のGMP実施状況の確認・助言を経過措置期間中に実施しています。本自己点検表は、この確認・助言に用いている製造者向けの自己点検表を、届出者向けの様式に整えたものです。

錠剤、カプセル剤等食品の製造管理及び品質管理(GMP)自己点検表【機能性表示食品用】

ver.2025.11

本自己点検表は、天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品として届け出られた機能性表示食品の製造・加工におけるGMP遵守の確保を目的とし、令和7年5月2日付け食品衛生基準審査課事務連絡に、「機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準(令和6年内閣府告示第108号)」で求められている事項を注釈で示したものです。

(黄色ハイライト部分が追加内容)

届出者名	
届出番号	
製造者名	
製造所名	

確認者		
製造管理責任者	品質管理責任者	総括責任者
氏名 確認日	氏名 確認日	氏名 確認日

令和6年内閣府告示 第108号で求められ ている項目	点検項目	点検結果 (適合・適合(推奨事項あり) ・不適合・適用除外)	不適合事由 又は推奨事項	確認結果や遵守状況が 判断出来る客観的根拠	点検日	点検者 (当該作業を担当して いない第三者)
管理組織の構築及び作業管理の実施 (GMPソフト)	1. 総括責任者等					
錠剤、カプセル剤等食品の製造等を行う者(以下「製造業者等」という。)は、当該製造等を行う施設(以下「製造所等」という。)ごとに総括責任者を置く。製造業者等は、総括責任者の下に、製造管理に関して実務経験を有する者のうちから製造管理責任者を、品質管理に関して実務経験を有する者のうちから品質管理責任者を、それぞれ置く。なお、実務経験としては、5年以上あることが望ましい。総括責任者は品質管理責任者を兼ねることができるが、製造管理責任者は品質管理責任者を兼ねないようにすること。 ※令和6年内閣府告示第108号では「実務経験として5年以上あることが望ましい」という要件はない。また、総括責任者は製造管理責任者を兼ねてはならないとされている。						



定期的な試験検査の実施に関する問合せ

○食品表示基準別表第26の4の項口に掲げる、機能性関与成分の試験検査に関する事項について

【抜粋】別紙様式(Ⅶ) 遵守の状況等の自己点検及び評価に関するチェックリスト

五 別表第26の4の項口により届け出た食品中の機能性関与成分の試験検査に関する事項について、届出後も定期的に試験検査を実施している。	—
① 今回の報告期間に機能性関与成分の試験検査を実施し、試験成績書を非公開資料として添付した。	
② 現在試験検査を実施中で、試験成績書が発行される見込みである。	
③ 今回の報告期間に試験検査を実施していない。※	

【質問①】

年1回の自己点検で試験成績書を添付することだが、検査は毎年実施することになるのか。
また、試験検査の有効期限はあるのか。

(答)

原則、毎年該当する期間内に試験検査を実施し、試験成績書を提出することとなります。

【質問②】

「②現在試験検査を実施中で、試験成績書が発行される見込み」で報告をした場合、試験成績書が発行され次第、改めて報告をする必要があるのか。

(答)

現在、試験成績書のみを届出データベース上で提出できる仕様になっていません。報告方法は別途掲示版等でお知らせします。試験検査は報告の直前に行う必要はありませんので、早期に実施するようお願いします。

定期的な試験検査の実施に関する問合せ

○食品表示基準別表第26の4の項口に掲げる、機能性関与成分の試験検査に関する事項について

【抜粋】別紙様式(Ⅶ) 遵守の状況等の自己点検及び評価に関するチェックリスト

五 別表第26の4の項口により届け出た食品中の機能性関与成分の試験検査に関する事項について、届出後も定期的に試験検査を実施している。	—
① 今回の報告期間に機能性関与成分の試験検査を実施し、試験成績書を非公開資料として添付した。	
② 現在試験検査を実施中で、試験成績書が発行される見込みである。	
③ 今回の報告期間に試験検査を実施していない。※	

* 選択肢「×」「①から③までのいずれにも該当しない。」「①及び②に該当しない。」「今回の報告期間に試験検査を実施していない。」を選択した場合は、その理由を簡潔に記載してください。

【質問③】

報告期間内に製造しておらず製造は終了しているが、市場に賞味期限内の商品が残っている場合、試験成績書の提出は必要か。

(答)

試験成績書は原則として添付が必要です。そのため、現在市場に流通している製品の試験成績書を添付してください。また、「③今回の報告期間に試験検査を実施していない」を選択した上で、※の説明欄へ、今回の報告期間には製造を行っていないため報告期間内の試験検査は実施していない旨を記載してください。

自己点検等報告に関する問合せ

○別紙様式(VII)のチェックに関する全般的なご質問

【質問①】

自己点検の提出がない場合に機能性表示食品としての要件を欠くことになるとのことだが、チェック欄の漏れや間違い等のケアレスミスがあった場合も同様の解釈となるのか。

(答)

チェック欄の漏れや間違い等により、ただちに要件を欠くとすることは想定していませんが、誤情報が残ることにより表示の適正性が担保できないおそれがありますので、ミスのないよう確認してください。なお、報告内容については、消費者庁から確認の連絡をする場合がありますので、その際はご対応願います。

【質問②】

現在販売していない商品のチェック方法について具体的な方法は。

(答)

原則、現在販売していない商品についても遵守事項を遵守する必要があります。状況に応じ、「①から③までのいずれにも該当しない」にチェックした場合は、※印の説明欄に理由を簡潔に記載してください。



自己点検等報告に関する問合せ

○別紙様式(Ⅶ)のチェックに関する全般的なご質問

【質問③】

様式第7号の別紙様式(Ⅶ)に示す「今回の報告期間」について、具体的な期間は。

(答)

【届出後1回目の報告】

令和7年3月31日までに公表された届出については、施行日^(※)から報告日まで、令和7年4月1日以降に公表された届出については、届出日から報告日までの期間をいいます。

(※)令和6年9月1日施行:別表第26号の5の項、別表第27の1の項、2の項(第8号を除く)及び3の項

令和7年4月1日施行:別表第26号の1から4の項、6の項、別表第27の2の項第8号及び4の項

【2回目以降の報告】

前回の報告日から今回の報告日までの期間をいいます。

なお、別表第26の届出事項については、届出日以降の情報を踏まえて、点検、評価する必要があります。

【質問④】

自己点検等報告の消費者庁での確認に要する期間はどの程度か。

(答)

自己点検等報告については、消費者庁による適時の確認はせず、「機能性表示食品の届出情報検索(システム)」に報告内容が公表されます。報告内容に不足があった場合等により、消費者庁から確認の連絡をする場合がありますので、その際はご対応願います。



自己点検等報告に関する問合せ

○食品表示基準別表第26に掲げる事項について

【質問①】

安全性情報の更新で、安全性評価に係る本文の内容は変わらず、データベース等の閲覧日・確認日のみ更新する場合、大項目「一 安全性及び機能性の根拠に関する事項」の(1)は①～④のいずれを選択すべきか。また、大項目「食品表示基準別表第26に掲げる事項」の小項目「三 安全性及び機能性の根拠に関する情報」は①～④のいずれを選択すべきか。

一 安全性 及び機能 性の根拠 に関する 事項 [□]	(1) 届出に係る機能性関与成分の安全性についての新たな知見が得られたときは、その旨及び当該知見の内容を遅 滞なく消費者庁長官に報告している。 [□]	② ③ ④
	① 安全性についての新たな知見が得られ、新たな知見を反映した内容を届け出した。 [□]	
	② 安全性についての新たな知見が得られ、新たな知見を反映した内容を届け出る準備をしている。 [□]	
	③ 安全性についての新たな知見は得られなかった。 [□]	
	④ ①から③までのいずれにも該当しない。※ [□]	

今回の報告期間において、次の届出事項について自ら点検及び評価を行い、次の①から④までのいずれかの数字をチェック欄に記載してください。

- ① 修正内容を反映した変更届を提出した。
- ② 修正に向け、変更届の提出の準備をしている。
- ③ 修正事項はなかった。
- ④ ①から③までのいずれにも該当しない。※

食品表示基 準別表第 26 に掲げる事 項	一 表示の内容	
	二 食品関連事業者名及び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報	
	三 安全性及び機能性の根拠に関する情報	
	四 生産・製造及び品質の管理に関する情報	
	五 健康被害の情報収集体制	
	六 その他の必要な事項	

(答)

安全性評価に影響を及ぼすような「新たな知見」は見つからなかつたが、データベース等の閲覧日・確認日のみ更新する場合は、以下のチェックを選択してください。

「一 安全性及び機能性の根拠に関する事項」(1)⇒「③安全性についての新たな知見は得られなかつた」
「三 安全性及び機能性の根拠に関する情報」 ⇒「③修正事項はなかつた」



自己点検等報告に関する問合せ

○食品表示基準別表第26に掲げる事項について

今回の報告期間において、次の届出事項について自ら点検及び評価を行い、次の①から④までのいずれかの数字をチェック欄に記載してください。

- ① 修正内容を反映した変更届を出した。
- ② 修正に向け、変更届の提出の準備をしている。
- ③ 修正事項はなかった。
- ④ ①から③までのいずれにも該当しない。※

食品表示基 準別表第 26 に掲げる事 項	一 表示の内容	
	二 食品関連事業者名及び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報	
	三 安全性及び機能性の根拠に関する情報	
	四 生産・製造及び品質の管理に関する情報	
	五 健康被害の情報収集体制	
	六 その他の必要な事項	

【質問②】

別紙様式(Ⅶ)の「食品表示基準別表第26に掲げる事項」について、変更届出を一度でも提出していれば、「① 修正内容を反映した変更届出を出した」を選択してよいか。例えば、変更届出を提出済みだが、受付されていない場合や差戻しがあり、再提出準備中の場合も①でよいか。

(答)

当庁から受付連絡がなくても、届出事項を点検・評価しその内容に基づき変更届出を提出すれば「①修正内容を反映した変更届出を出した」を選択してください。



自己点検等報告に関する問合せ

○食品表示基準別表第26に掲げる事項について

【質問③】

製造所の名称と衛生管理体制を変更した場合は、届出上は様式Ⅲの変更になるが、様式Ⅶのチェック項目では、「②食品関連事業者名及び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報」と「④生産・製造及び品質の管理に関する情報」の両方にチェックを付ける必要があるのか。

(答)

「②食品関連事業者名及び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報」と「④生産・製造及び品質の管理に関する情報」の両方にチェックする必要があります。

現在、様式Ⅶの「食品表示基準別表第26に掲げる事項」と機能性表示食品届出資料(様式Ⅰ～VI)が対応しておらず分かりづらい状況ですので、様式Ⅶをよりわかりやすい内容へ修正することを検討しています。今年度の報告においては、食品表示基準別表第26に掲げる事項について自己点検・評価を行った結果を入力する際に、チェックする箇所が分からぬ場合は、すべてのチェック欄(一～六)に同じ番号を入力してください。

例：届出者の氏名又は名称、製造者氏名又は製造所名及び表示見本を変更した場合、
⇒すべてのチェック欄(一～六)に「① 修正内容を反映した変更届出を提出した」と入力

機能性表示食品制度届出データベースを用いた自己点検等報告の方法について

○ログインについて

※2025年4月から、ログインの方法が新しくなりました。

※必ず、ログインができることを、報告期限に余裕をもって事前に確認してください。

※GビズIDプライムアカウントの申請から発行まで、1週間程度の時間がかかります。

[GビズID | Home](https://gbiz-id.go.jp/top/): <https://gbiz-id.go.jp/top/>

(マニュアル・マニュアル動画)

届出データベース届出マニュアル	動画による届出マニュアルの説明
<p>※機能性表示食品制度届出データベース届出マニュアル[PDF:17.5MB] NEW</p> <p>※機能性表示食品制度届出データベース届出マニュアル(分割版)</p> <p>目次・はじめに[PDF:1.1MB] NEW</p> <p>機能性表示食品届出データベースについて[PDF:2.1MB] NEW</p> <p>はじめてログインする[PDF:3.4MB] NEW</p> <p>ログインする(2回目以降)[PDF:1.4MB] NEW</p> <p>食品関連事業者の基本情報の届出を行う[PDF:1.7MB] NEW</p> <p>機能性表示食品の届出を行う[PDF:10.9MB] NEW</p> <p>データベース利用停止の届出を行う[PDF:1.7MB] NEW</p> <p>その他(ユーザIDのパスワード変更、ユーザIDの再通知申請等)[PDF:2.4MB] NEW</p> <p>更改前の届出データベースとの様式の差分[PDF:1.1MB] NEW</p> <p>届出データベース(事業者向け)と届出等告示の項目名の対応表[PDF:1.1MB] NEW</p>	<p>▶ はじめてシステムを利用する(GビズID利用者) (動画はごちら) 0:23- GビズID 0:50- GビズIDでのログイン方法 2:00- ログアウト方法 2:19- 基本情報の新規届出 3:19- 基本届出情報の修正</p> <p>▶ GビズIDとユーザIDの紐付け方法(旧システムでユーザIDを取得されている方) (動画はごちら) 0:35- GビズIDの取得 1:00- GビズIDの紐づけ 2:30- ログアウト方法</p>

【食品関連事業者向け】機能性表示食品の届出について | 消費者庁:
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_with_function_claims/notice#manual

届出マニュアル動画(機能性表示食品制度届出データベース | 消費者庁):
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_with_function_claims/manual/



機能性表示食品制度届出データベースを用いた自己点検等報告の方法について

○機能性表示食品制度届出データベース届出マニュアル -自己点検等報告をする-

目次	6-7 自己点検等報告をする.....	265
(1)	自己点検等報告を行う.....	265
(2)	自己点検等報告更新期限	274

- ① 「機能性表示食品 届出食品基本情報一覧」画面において、リストビューから「届出/自己点検報告」を選択します。 (p.266)

The screenshot shows a list of food submissions. The first item in the list has a red box around the 'Submission/Own Inspection Report' link in the details column.

番号	商品名	届出者	状況	登録日	最終更新日	差戻日	自己点検	自己登録
1	××ドリンク	新規届出	確認待ち	2	2025/01/23	2025/02/01	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	◆◆◆サプリ	新規届出	確認待ち	1	2025/01/23	2025/02/01	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	QQドリンク	変更届	差戻し	2	2025/01/23	2025/02/01	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	□□□ドリンク	新規届出	公開済み	1	2025/01/23	2025/02/01	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	SSドリンク	新規届出	確認待ち	1	2025/01/23	2025/02/01	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	■■■ドリンク	新規届出	公開済み	6	2025/01/23	2025/02/01	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



- ② 自己点検等報告をする届出情報の「機能性表示食品届出」リンクをクリックします。 (p.266)

「機能性表示食品 届出食品基本情報一覧」画面

The screenshot shows the same list of submissions as before, but with a red box highlighting the first entry (FC-0000001320).

届出番号	受付番号	版数	届出日	届出者の法人名	状況	登録日	最終更新日	差戻日	自己点検	自己登録
1 FC-0000001320	1	2025/01/15	株式会社○○○○	××ドリンク	新規届出	確認待ち	2	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2 FC-0000001389	1	2025/01/16	株式会社○○○○	◆◆◆サプリ	新規届出	確認待ち	1	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3 FC-0000001705	1	2025/01/20	株式会社○○○○	QQドリンク	変更届	差戻し	2	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4 FC-0000001771	4250121007	1	2025/01/21	株式会社○○○○	□□□ドリンク	新規届出	公開済み	1	<input checked="" type="checkbox"/>	2025/01/23 2025/02/01
5 FC-0000001796	4250121020	1	2025/01/21	株式会社○○○○	SSドリンク	新規届出	確認待ち	1	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 FC-0000001835	4250121031	7	2025/01/21	株式会社○○○○	■■■ドリンク	新規届出	公開済み	6	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



・自己点検等報告は
変更届出の提出中や差戻
しへの対応中であっても、
いつでも提出できます。

・システム利用時間(午前
7:00～翌日0:00)であれば、
提出は隨時受け付け
ています。

機能性表示食品制度届出データベースを用いた自己点検等報告の方法について

○機能性表示食品制度届出データベース届出マニュアル - 自己点検等報告をする -

- ③ 「機能性表示食品 届出食品情報詳細 様式Ⅰ」画面において、「自己点検等報告」ボタンをクリックします。(p.266)

「機能性表示食品 届出食品情報詳細 様式Ⅰ」画面



消費者庁

ホーム 基本情報届出 機能性表示食品届出 よくあるご質問 (FAQ)

検索

功能性表示食品、届出用様式
○○○ドリンク

届出の種類 新規届出 機能性表示食品、様式Ⅱ FC2-0000001889 機能性表示食品、様式Ⅲ FC3-0000001852 機能性表示食品、様式Ⅳ FC4-0000001737 機能性表示食品、様式Ⅴ FCS-0000001719 機能性表示食品、様式Ⅵ FCS-0000001546

変更履歴 特定状況等更新 確認版 参照作成 **自己点検等報告** 印刷用に表示

詳細

▼ 基本情報

功能性表示食品届出 FC-0000001771 受付番号 4250121007

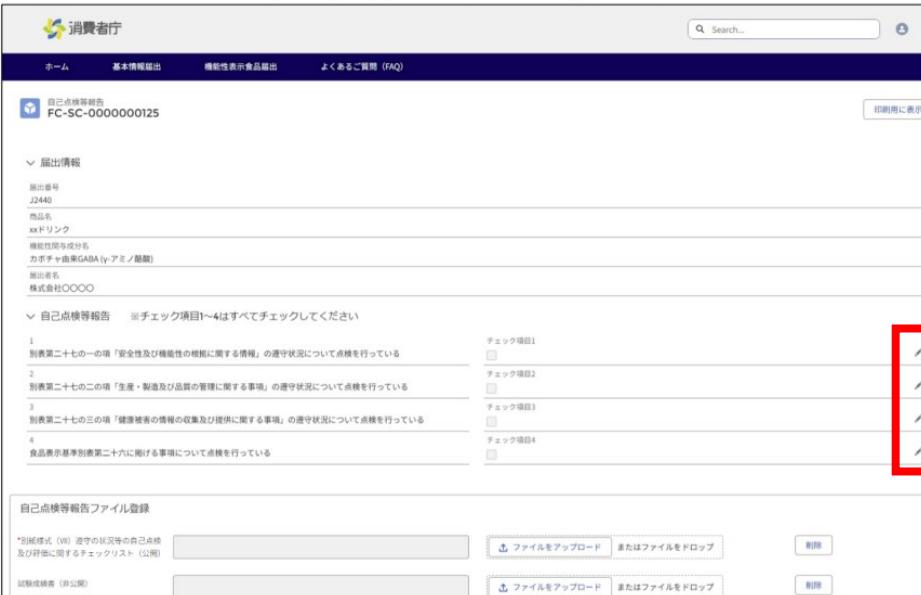
販路 1 届出日 2025/01/21

提出者名



- ④ 「機能性表示食品 自己点検等報告」画面が表示されます。(p.267)

「機能性表示食品 自己点検等報告」画面



消費者庁

ホーム 基本情報届出 機能性表示食品届出 よくあるご質問 (FAQ)

自己点検等報告 FC-SC-0000000125

▼ 届出情報

届出番号 J2440

商品名 xxドリンク

機能性表示成分名 ワゴン由来GABA (γ-アミノ酸)

提出者名 株式会社○○○○

▼ 自己点検等報告 ※チェック項目1~4はすべてチェックしてください

1 別表第二十七の一の項「安全性及び機能性の根拠に関する情報」の遵守状況について点検を行っている

2 別表第二十七の二の項「生産・製造及び品質の管理に関する事項」の遵守状況について点検を行っている

3 別表第二十七の三の項「健康被害者の情報の収集及び提供に関する事項」の遵守状況について点検を行っている

4 食品表示基準別表第二十六に掲げる事項について点検を行っている

チェック項目1 チェック項目2 チェック項目3 チェック項目4

自己点検等報告ファイル登録

*別紙様式(9)「遵守の状況等の自己点検及び評価に関するチェックリスト(公開)」

△ ファイルをアップロード またはファイルをドロップ 削除

△ ファイルをアップロード またはファイルをドロップ 削除

△ ファイルをアップロード またはファイルをドロップ 削除

鉛筆マーク

機能性表示食品制度届出データベースを用いた自己点検等報告の方法について

○機能性表示食品制度届出データベース届出マニュアル - 自己点検等報告をする -

- ⑤ 「機能性表示食品 自己点検等報告」画面で、**鉛筆マーク**  をクリックし編集モードにします。(p.268)
「機能性表示食品 自己点検等報告」画面



The screenshot shows the 'Kintaku-sho' reporting interface. At the top, there's a navigation bar with links for Home, Basic Information Submission, Functional Food Submission, and Frequently Asked Questions (FAQ). A search bar is also present. Below the navigation, there's a section for 'Submission Information' containing fields for [1] Submission Number (J2440), [2] Item Name (xxドリンク), [3] Main Ingredient (機能性表示成分名: カルナチカ由来GABA/γ-アミノ酸), and [4] Manufacturer (株式会社XXXX). Under the 'Self-inspection Report' section, there are eight items numbered [5] through [8], each with a checkbox labeled 'Checkmark Project'. Below these items are two large input fields for 'Report File Registration' and 'Inspection Requester', both with upload buttons and delete buttons. At the bottom right of the main form area are 'Cancel' and 'Save' buttons, with the 'Save' button highlighted in red. A large green arrow points downwards from the bottom of this interface towards the next one.

- ⑥ 「機能性表示食品 自己点検等報告」画面の「自己点検等報告」エリアの各項目を点検の状況に応じてチェックします。(p.270)
チェックした後、「保存」ボタンをクリックして保存します。

「機能性表示食品 自己点検等報告」画面



This screenshot shows the same 'Kintaku-sho' reporting interface as the previous one, but with different checkmarks. The 'Checkmark Project' checkboxes for items [5] through [8] are now all checked with a blue checkmark. The 'Cancel' and 'Save' buttons are at the bottom.

機能性表示食品制度届出データベースを用いた自己点検等報告の方法について

○機能性表示食品制度届出データベース届出マニュアル - 自己点検等報告をする -

- ⑦ 画面下段の「自己点検等報告ファイル登録」で自己点検等報告に添付するファイルをアップロードできます。「ファイルをアップロード」ボタンをクリックし、「開く」画面で、アップロードするファイルを指定し、「開く」ボタンをクリックします。 (p.270)

「機能性表示食品 自己点検等報告」画面

The screenshot shows the 'Report Submission' section of the 'Kintaku-sho Shiseki' reporting interface. It includes fields for 'Report Submission Form (VII) Violation Status etc. Self-inspection and Verification Items' and 'Test Result Report (Non-public)'. Two red-bordered boxes highlight the 'Upload File' buttons for both sections.

⑧ 点検項目のチェックオンと必要なファイルのアップロードができたら、「送信」ボタンをクリックします。 (p.270)

「機能性表示食品 自己点検等報告」画面

The screenshot shows the 'Report Submission' section of the 'Kintaku-sho Shiseki' reporting interface. It displays a list of inspection items (1-4) and a list of check items (1-4). Below this is the 'Report Submission Form (VII) Violation Status etc. Self-inspection and Verification Items' section, which includes a red-bordered box around the 'Upload File' button. At the bottom right, a red-bordered box highlights the 'Send' button.

機能性表示食品制度届出データベースを用いた自己点検等報告の方法について

○自己点検等報告後の画面（食品関連事業者）

- ① 「機能性表示食品 届出食品基本情報一覧」画面において、過去の自己点検等報告を確認したい届出情報の「機能性表示食品届出」リンクをクリックします。(p.272)

「機能性表示食品 届出食品基本情報一覧」画面

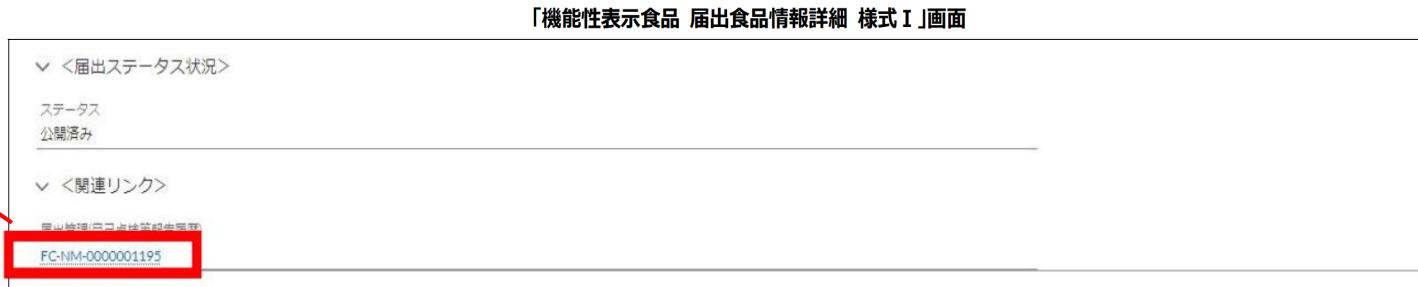


機能性表示食品届出	受付番号	届出機関	届出日	届出者の法人名	商品名	ステータス(確認状況)	機能性表示食品様式I	ダブルチェックフラグ	最新情報	レコードタイプ	作成者
1 FC-00000002413	4250127279	変更届	2025/01/27	株式会社〇〇〇〇	■■ドリンク 1次チェック待ち	FC-00000002411	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	変更届_確認待ち	〇〇花子	<input type="button" value="詳細"/>
2 FC-00000002411	4250127277	新規届出	2025/01/27	株式会社〇〇〇〇	■■ドリンク 公開済み		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	新規届出_詳細	〇〇花子	<input type="button" value="詳細"/>
3 FC-00000002418	4250127271	届出状況更新	2025/01/27	株式会社〇〇〇〇	■■ドリンク 確認済み	FC-00000002380	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	更新履歴_詳細	〇〇花子	<input type="button" value="詳細"/>
4 FC-00000002380	4250127267	新規届出	2025/01/27	株式会社〇〇〇〇	■■ドリンク 公開済み		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	新規届出_詳細	〇〇花子	<input type="button" value="詳細"/>



- ② 「機能性表示食品 届出食品情報詳細 様式 I」画面において、「届出管理(自己点検等報告履歴)」リンクをクリックします。

届出管理
(自己点検等報告
履歴)リンク



「機能性表示食品 届出食品情報詳細 様式 I」画面	
▽ <届出ステータス状況>	ステータス 公開済み
▽ <関連リンク>	開山検査/自点検等報告履歴 FC-NM-0000001195



機能性表示食品制度届出データベースを用いた自己点検等報告の方法について

○自己点検等報告後の画面（食品関連事業者）

- ③ 「届出管理(自己点検等報告履歴)」リンクをクリックすると、「機能性表示食品 届出管理詳細」画面が表示されます。

画面下段の「自己点検等報告」エリアには、以下の内容が表示されます。

- ・該当の届出にて報告済みの過去の自己点検等報告の一覧
- ・自己点検等報告を編集途中に「保存」ボタンをクリックした自己点検等報告の一覧にて「自己点検等報告名」リンクをクリックすると、「機能性表示食品 自己点検等報告」画面が表示されます。

「機能性表示食品 届出管理詳細」画面

ホーム 基本情報届出 機能性表示食品届出 よくあるご質問 (FAQ)

機能性表示_届出管理
FC-NM-00000000019

機能性表示_届出管理名
FC-NM-00000000019

届出者の法人番号
6230001003766

届出者の法人名
株式会社○○○○

商品名
xxドリンク

受付番号
4250219039

届出番号

機能性表示_届出情報_様式 I (1)

機能性表示食品届出	届出日	届出の種類
FC-0000187542	2025/02/19	新規届出

自己点検等報告 (1)

自己点検等報告名	自己点検報告日
FC-SC-00000000045	2025/03/03

提出状況の確認はデータベースで行ってください。
※自己点検等報告の完了メールは送付されません。

機能性表示食品制度届出データベースを用いた自己点検等報告の方法について

○自己点検等報告に関する事前通知

【メール】期限が切れる3か月前及び1か月前に自己点検等報告が行われていないことが通知される

自己点検等報告期限喚起

自己点検等報告の更新期限の3か月前に、報告がなされていない場合に、届出担当者の連絡先メールアドレス(最大3名)宛に通知メールを送信します。

3か月前通知メール(件名)

【機能性表示食品制度】自己点検等報告について

3か月前通知メール(本文)

※本メールは、送信専用アドレスから送信していますので、本メールアドレスへ返信しないようお願いいたします。

○○○○○殿

以下の機能性表示食品につきまして、自己点検等報告期限が90日前となりましたので、お知らせいたします。
つきましては、お持ちのIDにて、「機能性表示食品制度届出データベース」にログインし、「自己点検等報告」から必ず報告作業をしてください。
報告方法の詳細は「機能性表示食品制度届出データベース 届出マニュアル（食品関連事業者向け）」を御確認ください。

届出番号：xxxxxxxxxx

商品名：○○○○

報告期限：

○○○○年○○月○○日

ログイン画面のURL：

<https://www.fld.caa.go.jp/kinousei/s/login/>

万が一、○○○○年○○月○○日までに自己点検等報告が行われなかった場合は、
当該機能性表示食品に関して、「機能性表示食品制度届出データベース」上の操作が一切できなくなりますので、御注意ください。

【注意事項】

本メールは、機能性表示食品制度における届出者に消費者庁が送信しているものです。
お心当たりがない場合は、メールを破棄してください。

【問い合わせ】

消費者庁 食品表示課 機能性表示食品制度担当

食品表示についてのお問い合わせ受付フォーム

https://contact.caa.go.jp/food_labeling/form-001.html

自己点検等報告期限通知

自己点検等報告の更新期限の1か月前に、報告がなされていない場合に、届出担当者の連絡先メールアドレス(最大3名)宛に通知メールを送信します。

1か月前通知メール(件名)

【機能性表示食品制度】自己点検等報告について（再送）

1か月前通知メール(本文)

※本メールは、送信専用アドレスから送信していますので、本メールアドレスへ返信しないようお願いいたします。

○○○○○殿

以下の機能性表示食品につきまして、自己点検等報告期限が30日前となりましたので、お知らせいたします。
つきましては、お持ちのIDにて、「機能性表示食品制度届出データベース」にログインし、「自己点検等報告」から必ず報告作業をしてください。
報告方法の詳細は「機能性表示食品制度届出データベース 届出マニュアル（食品関連事業者向け）」を御確認ください。

届出番号：xxxxxxxxxx

商品名：○○○○

報告期限：

○○○○年○○月○○日

ログイン画面のURL：

<https://www.fld.caa.go.jp/kinousei/s/login/>

万が一、○○○○年○○月○○日までに自己点検等報告が行われなかった場合は、
当該機能性表示食品に関して、「機能性表示食品制度届出データベース」上の操作が一切できなくなりますので、御注意ください。

【注意事項】

本メールは、機能性表示食品制度における届出者に消費者庁が送信しているものです。
お心当たりがない場合は、メールを破棄してください。

【問い合わせ】

消費者庁 食品表示課 機能性表示食品制度担当

食品表示についてのお問い合わせ受付フォーム

https://contact.caa.go.jp/food_labeling/form-001.html



機能性表示食品制度届出データベースを用いた 自己点検等報告の方法について

○自己点検等報告に関する事前通知

【アラート通知】期限まで1か月以内の届出、またはすでに期限切れの届出がある場合、届出DBにログイン後、自己点検等報告期限アラートのメッセージが表示される。

自己点検等報告期限アラート

自己点検報告期限が1か月以内の届出、またはすでに期限切れの届出がある場合、画面右上のマークをクリックすることで、アラートメッセージが表示されます。未読の通知がある場合は、のように、未読件数が表示されます。

また、アラートメッセージをクリックすることで、該当の届出の様式I画面に遷移します。



機能性表示食品制度届出データベースを用いた 自己点検等報告の方法について

○自己点検等報告に関する通知（期限超過）

【メール】期限を超過した際、期限を超過した旨がメールで通知される。

自己点検等報告期限超過

更新期限が過ぎても報告がされていない場合に、届出担当者の連絡先メールアドレス(最大3名)宛に通知メールを送信します。

期限超過通知メール(件名)

【機能性表示食品制度】自己点検等報告の期限超過について

期限超過通知メール(本文)

※本メールは、送信専用アドレスから送信していますので、本メールアドレスへ返信しないようお願いいたします。

○○○○○殿

以下の機能性表示食品は、現時点でき自己点検等報告が1年以上行われておりません。
つきましては、前回のメールでお知らせしたとおり、当該機能性表示食品に関して「機能性表示食品制度届出データベース」上の操作が一切できなくなりました。
当該機能性表示食品に関して本データベース上の操作をする場合は、以下の【問い合わせ】先まで御連絡ください。

届出番号：xxxxxxxxxx

商品名：○○○○

ログイン画面のURL：

<https://www.fld.caa.go.jp/kinousei/s/login/>

【注意事項】

本メールは、機能性表示食品制度における届出者に消費者庁が送信しているものです。
お心当たりがない場合は、メールを破棄してください。

【問い合わせ】

消費者庁 食品表示課 機能性表示食品制度担当

食品表示についてのお問い合わせ受付フォーム

https://contact.caa.go.jp/food_labeling/form-001.html

機能性表示食品制度届出データベースを用いた 自己点検等報告の方法について

○届出担当者の連絡先メールアドレスの設定等の確認について

自己点検等報告の報告期限を通知するメールを受信できるように、以下の事項をご確認ください。

【確認事項】

1. 2025年10月16日(木)20時20分頃に、届出担当者宛に下記の件名のメールを送信しました。未着の場合、ご自身の受信履歴や迷惑メールフォルダ等をご確認ください。

件名:【周知】(機能性表示食品制度)①表示見本の切替え、②手引きの様式の見直し、
③連絡先メールアドレスの更新 について

- 各機能性表示食品の届出に登録している「届出担当者の連絡先メールアドレス」が最新のものであるかご確認ください。
- 食品関連事業者の基本情報の届出における「届出担当者の連絡先メールアドレス」が最新のものであるか、あわせてご確認ください。
- 消費者庁(g.kinousei@caa.go.jp)と届出システム(fld-sf@caa.go.jp)からの連絡(URL付きメール含む)は、すべての届出担当者が受信できるように、メール受信設定をお願いいたします。

※メールアドレスは販売状況更新(マニュアル252~262ページ)作業により修正できます。

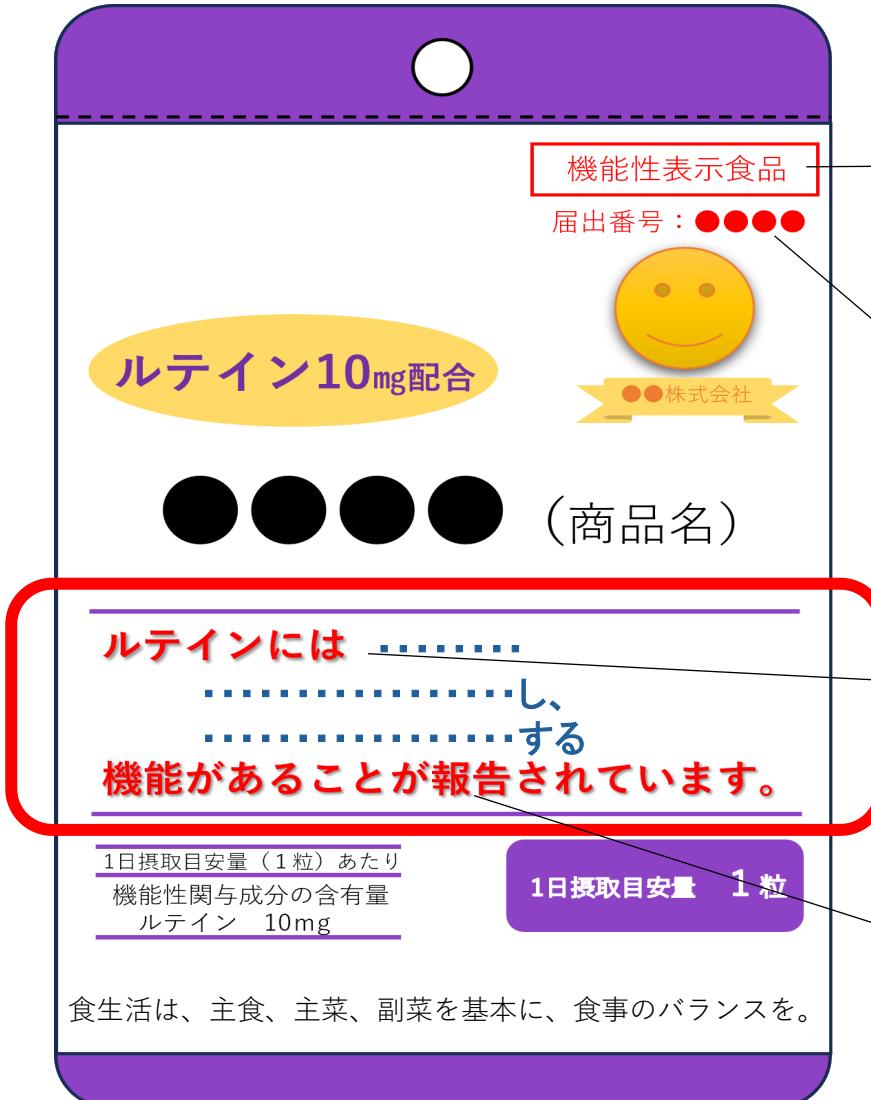


4. 経過措置期間を設けた事項への対応について

- 表示見本の切り替え
- 錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準への準拠

表示見本の切り替えについて

(見直し後の機能性表示食品の表示のポイント)



「機能性表示食品」の7文字は**上部**に枠で囲んで表示します。

届出番号は機能性表示食品の文字の近接した箇所に表示します。

機能性関与成分が有する機能性であることを明確に記載します。

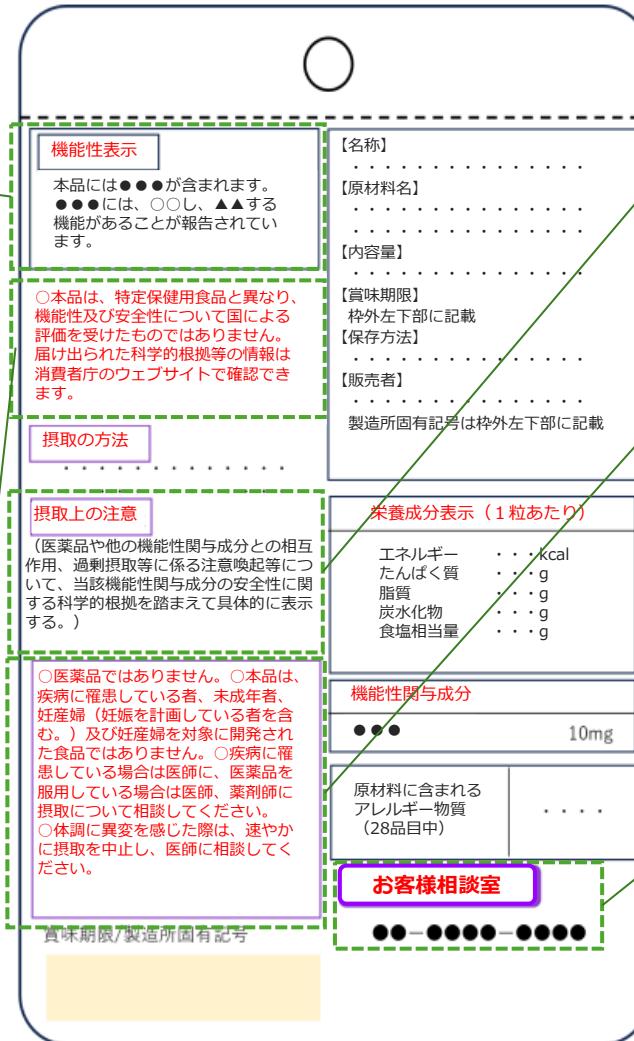
「報告されている」旨がわかるように的確に表示します。

表示見本の切り替えについて

(見直し後の機能性表示食品の表示のポイント)

科学的根拠を基にした機能性について、消費者庁長官に届け出た内容を、「機能性表示」と冠して表示します。

機能性表示と同一面に、「**本品は、特定保健用食品と異なり、機能性及び安全性について国による評価を受けたものではありません。届け出られた科学的根拠等の情報は消費者庁のウェブサイトで確認できます。**」と表示します。



摂取上の注意には医薬品等との飲み合わせ、過剰摂取を防止するための注意喚起を表示します。

義務表示事項は以下の2点が変更になっています。

- 医薬品ではない旨の表示
- 疾病のある方、薬を服用されている方は、必ず医師、薬剤師に摂取について相談してください。

事業者に問合せ、又は連絡することができるよう電話番号を表示します。

※赤字は機能性表示食品としての義務表示事項

表示見本の切り替えについて

▼届出D B掲示版：NB-0000000072

タイトル：【機能性表示食品制度】食品表示基準の一部改正に
伴う表示見本への記載について（一部再掲）

掲示板情報

NB-0000000072

掲示No.	NB-0000000072
掲示種別	重要
制度	機能性表示食品制度
タイトル	【機能性表示食品制度】食品表示基準の一部改正に伴う表示見本への記載について（一部再掲）
掲示内容	<p>令和6年9月1日に食品表示基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第71号）の一部が施行されたことに伴い、現在、改正後の規定に基づく表示がされた表示見本の届出の受付を行っているところです（掲示板NB-0000000068 2025/3/31参照）。</p> <p>改正後の規定に基づく容器包装への表示等に当たっては、令和8年8月31までの経過措置期間を設けているところですが、経過措置期間が残り1年を切ったことから、新規届出、変更届出のいずれにおいても、改正後の食品表示基準の規定に基づく表示見本への切替えの届出手続きを計画的に進めていただけますようお願いいたします。</p> <p>経過措置期間の終了直前は、表示見本の切替等を目的とした届出が多数提出されることにより、確認期間の長期化が予想されることから、経過措置期間中の切替えに間に合うよう余裕をもって準備を進めてください。具体的には、新規届出、変更届出いずれにおいても、令和8年6月1日以降に提出された届出は経過措置期間終了の9月1日までに公表が間に合わない可能性があります。加えて、同年5月31日までに提出された届出においても、差戻しとなり、6月1日以降に再提出となった場合には、同様に間に合わない可能性がありますのでご留意ください。</p> <p>なお、表示見本の切替えが経過措置期間終了までに間に合わない等への特例対応は予定しておりません。</p>

上記の表示事項の見直しは、制度の信頼性を高めることを趣旨としていることも踏まえ、経過措置期間の終了を待たずとも、変更届出を含め新たな表示見本の届出に当たっては、可能な限り速やかに改正後の食品表示基準の規定に基づく表示見本による届出を進めていただけますようお願いいたします。

上記の案内については、本年10月以降に差し戻す新規届出、変更届出において、表示見本の不備に限らず他の様式不備により差し戻す際の連絡時においても個別に案内を開始いたしますので、ご承知おきください。

リンク先参照

以上

届出が集中する経過措置期間の終盤では
確認期間の長期化が予想されます。

新規届出、変更届出いずれにおいても、
令和8年6月1日以降に提出された届出
は、経過措置期間終了の**令和8年9月1日**
までに公表が間に合わない可能性がありま
す。

**※可能な限り速やかに、改正後の食品表示
基準の規定に基づく表示見本で届出を進め
てください。**



錠剤、カプセル剤等食品の「製造又は加工の基準」への準拠

令和6年9月1日に食品表示基準の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第71号)の一部が施行され、天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品については、天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準(令和6年内閣府告示第108号。以下「製造又は加工の基準」という。)に従った製造管理及び品質管理を行うことが必要になった。ただし、令和8年8月31日までは経過措置期間。

①機能性表示食品の届出データベース画面(様式第3号)

製造・生産・採取・漁獲等及び品質の管理に関する情報① 【天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の場合】

製造者氏名又は製造所名①	
所在地①	
中間製品① <input type="checkbox"/>	
最終製品① <input type="checkbox"/>	
製造又は加工の基準① <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

②別紙様式(Ⅲ)-1-1

(2) 別紙様式(Ⅲ)-1-1
商品名 : 製造及び品質の管理に関する情報
(天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品)

れる場合はその記号	<input type="checkbox"/> 機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準に基づき、製造又は加工が行われていることを確認している。 <input checked="" type="checkbox"/> はい
□①当該製造所の製造工程は、製品の衛生状態に変化を生じる。	特に記載したいことがある場合、当該欄に文章で記載する。 ()

令和8年9月1日以降、天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造施設のうち、製品の衛生状態に変化を生じさせる工程のある施設については、製造又は加工の基準に準拠した体制を確保した上で、

- ①機能性表示食品の届出データベース上の「製造又は加工の基準」のボックスにチェックを付すこと
- ②右側の別紙様式(Ⅲ)-1-1の赤枠内の「はい」のボックスにチェックを付すこと が必要。

製造又は加工の基準に準拠した体制を確保し、確保ができ次第、速やかに変更届出を提出するようお願いいたします。また、当該基準に準拠できていない場合については、別紙様式(Ⅲ)-1-1の「特に記載したいことがある場合、当該欄に文章で記載する。」に、いつまでに体制を整備するか、記載するようお願いいたします。

ご清聴いただき、ありがとうございました。